

リハビリ特化型 短時間通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーションセンター（介護保険適応施設 機能訓練重視型）

整形外科 たかひろクリニック

リハビリテーションセンター

レクなし！ 食事なし！ 入浴なし！

徹底的にリハビリに特化！！



ご利用者のADLや住宅環境に合わせた個別リハビリ



専門スタッフの正確な身体評価で、的確なリハビリメニューの提供



レッドコード公式研修修了スタッフがオリジナルメニューを考案



ご利用者一人一人の状態に合わせたマシントレーニング

★ ↓ こんな方にオススメです ↓ ★

- ・ 退院後の在宅生活に向けてのリハビリのご希望の方
- ・ ヘルパーさんの手を借りずに、自分のことは自分でしたい！という方
- ・ ひざ疾患・腰痛・リウマチ・骨粗鬆症などの整形外科疾患でお悩みの方
- ・ 脳卒中後の後遺症やパーキンソン病等の難病に対するリハビリをご希望の方
- ・ 通所サービスに抵抗のある利用者へ、フィットネス感覚でご利用！



充実した設備で
ご利用者の運動メニューをサポート

当施設での感染対策

【職員】

- ・出勤前と午後の検温、体調確認
- ・手洗い手指消毒・常時マスク、手袋着用

【ご利用者】

- ・常時マスク着用・お迎え時の体温確認
- ・来所時の手洗い、手指消毒
- ・施設に入る前の検温

【施設】

- ・常時換気・ご利用者用手指消毒液の常設
- ・1時間毎にマシンやトイレ、手すりなどの共用部分の消毒

サービス開始までの流れ



利用中（1日）の流れ（例）

- 9:00 (13:15) 体調確認 (バイタル測定)
- 9:20 (13:30) 準備体操
- 9:40 (13:50) レッドコードエクササイズ
- 10:20 (14:30) 個別リハビリ・体力測定
- 11:00 (15:10) マシントレーニング
- 11:40 (15:50) 体調確認 (バイタル測定)
- 11:50 (16:05) 整理体操
- 12:05 (16:20) 送迎車へ (帰宅)



介護経験豊富なケアスタッフが在籍
要介護の方も安心してご利用頂けます。

◇ご利用に当たっては、より良いリハビリ提供の為に当院医師の診察を受けて頂いております。

◆利用前診察項目【別途診察代金が発生いたします※2】

- ・骨密度検査・動脈硬化検査・腰椎レントゲン・血液検査・頸動脈エコー
- ・心電図（その他診察内容により必要項目が異なる場合がございます。）

※2：1割負担の場合、2050円～（初診料込）



随時見学
お待ちしております!!

【お問い合わせ】

TEL : 0798-31-5647

FAX : 0798-31-5843

担当 : 内原・松尾



〒663-8107 兵庫県西宮市瓦林町20番10号



整形外科 たかひろクリニック

リハビリテーションセンター

◆通所リハビリテーション

事業所番号：2810923686

法人名：医療法人社団高遼会

事業所名：医療法人社団高遼会 整形外科たかひろクリニック

住所：663-8107 兵庫県西宮市瓦林町20番11号

TEL：0798-31-5647 FAX：0798-31-5843

生活保護法指定：あり

予防給付：あり

【サービス提供時間】

■ 午前部 9:00~12:05

■ 午後部 13:15~16:20

【施設区分】

■ 通常規模（病院、診療所）

【予防給付】

介護度		要支援1	要支援2
サービス料	単位	1721	3634

☆加算項目

事業所評価加算	単位	120/月	運動機能向上のサービスを提供し、厚生労働省の定める基準の一定の成果を上げた事業所であること
サービス提供体制強化加算Ⅰ（イ）	単位	72/月	要支援1
サービス提供体制強化加算Ⅰ（イ）	単位	144/月	要支援2
リハビリマネジメント加算	単位	330/月	リハビリテーション実施計画を作成しサービスを提供、定期的に評価し必要に応じ見直しを実施する
運動器機能向上加算	単位	225/月	運動機能向上を目的とし、個別に運動機能向上サービスを行った場合に算定する
生活行為向上リハビリテーション実施加算	単位	900/月 （3月以内） 450/月 （3月超、6月以内）	生活行為の向上を図る為の目標、及び目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容をあらかじめ計画書に定め、リハビリテーションを実施する。また、この加算はリハビリマネジメント加算を算定している場合にのみ算定できる。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	単位	総単位数 47/1000 加算	介護職員の処遇を改善のための取り組みを認められた事業所であること。
介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	単位	総単位数 20/1000 加算	経験・技能の高い介護職員の更なる処遇を改善のための取り組みを認められた事業所であること。

【介護給付】

利用時間 / 介護区分	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間～4時間 単位	446	523	599	697	793

☆加算項目

リハビリマネジメント加算Ⅰ	単位	330/月	リハビリテーション実施計画を作成しサービスを提供、定期的に評価し必要に応じ見直しを実施するとともにケアマネ等と連携するとともに、1月に4回以上御利用された方
リハビリマネジメント加算Ⅱ	単位	850/月 (6月以内) 530/月 (6月超)	リハビリテーション計画書の充実や計画の策定と活用等のプロセスの管理の充実、「リハビリテーション会議」の実施と情報共有の充実を評価する。(PT・OT・STからの説明)
リハビリマネジメント加算Ⅲ	単位	1120/月 (6月以内) 800/月 (6月超)	リハビリテーション計画書の充実や計画の策定と活用等のプロセスの管理の充実、「リハビリテーション会議」の実施と情報共有の充実を評価する。(医師からの説明)
リハビリマネジメント加算Ⅳ	単位	1220/月 (6月以内) 900/月 (6月超)	リハビリマネジメント加算Ⅲと同様の要件に加え、「通所・訪問リハビリの質の向上の評価データ収集等事業」へリハビリに関するデータを提出し、フィードバックを受けている場合に算定。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	単位	110/日	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に医師又は医師の指示を受けた理学療法士等が集中的に個別リハビリテーションを実施した場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算	単位	2000/月 (3月以内) 1000/月 (3月超、6月以内)	生活行為の向上を図る為の目標、及び目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容をあらかじめ計画書に定め、リハビリテーションを実施する。また、この加算はリハビリマネジメント加算を算定している場合にのみ算定できる。
サービス提供体制強化加算Ⅰ(イ)	単位	18単位/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	単位	総単位 47/1000 加算	介護職員の処遇を改善のための取り組みを認められた事業所であること。
介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)	単位	総単位数 20/1000 加算	経験・技能の高い介護職員の更なる処遇を改善のための取り組みを認められた事業所であること。